全国稲作経営者会議通信

いなけい

Vol.13　2018年７月２日発行

全国稲作経営者会議
自立した経営を目指して

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル２階　全国農業会議所内
TEL:03-6910-1124 FAX:03-3261-5131
E-mail:inakeikaigi@nca.or.jp
URL:http://inakeikaigi.jp/

第36回全国稲作経営研究会を開催！

全国稲作経営者会議（平石博会長）は、３月５・６日、AP 東京八重洲通り（東京都）にて、第 36 回全国稲作経営研究会を開催した。約 120 人が参加した。

テーマは「10 年後を見据えた水田農業の経営戦略」。１日目は、岐阜大学の荒幡克己教授が「コメの生産調整見直し（30 年問題）について」と題し、基調講演を行った。続いて、事例発表を実施した。発表者は、業務用・実需者ニーズに応じた多品種栽培に取り組む㈲内田農場・内田智也代表（熊本県）と子実用トウモロコシの栽培に取り組む㈱柳原農場・柳原孝二代表（北海道）、基本技術とＩＣＴを駆使した低コスト大規模農業経営を展開する㈲フクハラファーム・福原悠平代表（滋賀県、会員）の３人。

内 田 智 也 氏

その後、荒畑教授がコーディネーターを務め、事例発表者３名に平石会長を加え、大会テーマである「10 年後を見据えた水田農業の経営戦略」についてパネルディスカッションを行った。

柳 原 孝 二 氏

２日目は、平成 30 年産米の状況について、説明が実施された。「業務用米の状況について」を（公社）日本炊飯教会・三橋昌幸事務局長が、「先物取引について大阪堂島商品取引所・浅井良真業務部係長がそれぞれ解説。その後、賛助会員よる展示ブースの説明があり、最後に農機メーカーとの意見交換が行われた。進行は青年部顧問の横田修一氏。パネリストとして賛助会員より㈱クボタ、ヤンマーアグリジャパン㈱、井関農機㈱の３社が登壇した。

福 原 悠 平 氏

なお、今年度の稲作経営者現地研究会は７月５・６日に愛知県で開催される。

第36回全国稲作経営研究会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
子実用トウモロコシの有用性（第36回稲経研究大会から）・・・・・・・・・・・ 2
第47回全国農業経営者研究大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
稲経・経営技術研究会（第１回）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
消費税の軽減税率制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第35回若い稲作経営者研究会（冬季）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
平成30年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
いなけいニュース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

子実用トウモロコシの有用性（第36回稲経研究大会から）

柳原社長は転作作物の中で、労力と収益のバランスの観点から子実用トウモロコシの活用が有効と述べた。トウモロコシの 10 ㌃当たりの労働時間は米の 26 時間、小麦５時間、大豆８時間に対して 1.3 時間。夏に１回除草剤と追肥をするだけで、秋の収穫まで何もしなくていいという。

価格は㌔ 35 円。水田活用直接支払交付金も３万５千円と決して高価ではないが、コスト割れすることはない。根が通常 96 ㌢、最大で 2.7 ㍍まで伸び、排水も良くなるメリットがある。講演の中で柳原社長は、北海道内で主に子実用トウモロコシを生産する農家 38 戸所属の「北海道子実コーン者組合」は約 128 ㌶作付けしていると説明。本州以西ではほとんど作られておらず、今後国産飼料として期待がかかる。普及に向けては、機械の導入コストや販売先の確保が課題にあげれる。

第47回全国農業経営者研究大会開催

全国農業経営者協会（六車孝雄会長）と全国認定農業者協議会（平澤協一会長）、全国農業会議所（二田孝治会長）は２月６日（火）・７日（水）、第 47 回全国農業経営者研究大会を AP 東京八重洲通り（東京都）で開催した。約 200 人が参加した。

初日の全体会では、「経営継承～農業の持続可能な発展を見据えて～」をテーマに、グローバル企業のジョンソン社日本法人の社長、会長、本社の役員を務めた日本ファミリービジネスアドバイザー協会の西川盛朗理事長が、長く繁栄する同族企業の条件について基調講演を実施した。西川氏は、同族企業の「もろさ」と強さについて語り、持続的に成長する仕組みを説いた。

西川盛朗氏

海道瑞穂氏

続いて、「私の経営継承」と題し、(株)アグリたきもとの海藤瑞穂代表取締役、(有)平田観光農園の平田真一取締役社長が、自身の経験に基づいた実践報告をした。海藤氏は女性として経営継承した自身の経験を語り、平田氏は経営の志を伝えていくためには世襲以外の選択肢も必要と述べた。

平田真一氏

その後、農水省担当官による「GAP・HACCP」「収入保険制度」についての研修を実施した。

２日目の米政策分科会では、JA 全農の高尾雅之常務理事が「マーケットインにもとづく JA 全農の米穀事業」について講演。

続いてネットワーク大津㈱の齋藤洋征代表が「集落営農法人による飼料用米・WCS・ソフトグレインサイレージ（SGS）の取り組み」について講演した。

稲経・経営技術研究会（第１回）開催

２月７日の大会終了後には、全国稲作経営者会議・経営技術委員会の主催で「稲経・経営技術研究会（第１回）」を開催した。(公財)日本農業研究所の客員研究員・八木宏典氏をアドバイザーに迎え今後の全国稲作経営者会議の運営方針について話し合った。各県会長や経営技術委員を中心に 20 人が参加した。

稲作経営の規模拡大が進展する一方で、農業者が減少し、専業経営体は地域のなかで少数派になってきている。こうした現実が、個々の経営に支障を及ぼすだけでなく、地域農業にとっても大きな問題になってきている。全国稲作経営者会議として、そうした点について議論する場を設けた。議論の中で、

かつての「作る自由、売る自由」のような会員全員で共有できるテーマが必要と話し合われた。第一候補は、「次世代につながる農業」。今後、農業者と消費者の相互理解を進めていく方法を検討する。

農業者の消費税の軽減税率制度・インボイス制度への対応

去る４月 20 日（金）に開催された全国農業者経営協会総会において、財務省主税局税制第二課消費税第二係畑尾傑人氏より、「農業者の消費税の軽減税率制度・適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応」について、以下の説明があった。

消費税「軽減税率制度」は、消費税率 10 %への引上げに伴う低所得者への配慮の策として、飲食料品（※）と一定の新聞の譲渡を対象に平成 31 年 10 月より実施されるもの。そして、「軽減税率制度」の実施から 4 年後の平成 35 年 10 月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなる。

※「飲食料品」とは食品表示法に規定する「食品」（酒税法に規定する酒類を除く）をいう。

１．軽減税率制度の概要等

（１）適用税率の基本的な考え方

消費税の「軽減税率制度」における「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいう。その上で、適用税率は、「売り手」が「販売時点」において判断することとなる。

農業者が農産物を販売した場合、農業者による取引の適用税率の判定に際しては、「買い手」がその農産物をどのような用途に使用するかは関係なく、「農業者」（売り手）が農産物を販売する時点において、「食品」として販売したか否かで判断すればよいこととなる。したがって、例えば農産物を家畜の餌用（「食品」以外）として販売するのであれば軽減税率の適用対象外となる。

なお、農業者について、肉、野菜、米など売上げの多くは軽減税率が適用される一方、家畜の餌、種苗、肥料など仕入れの多くは標準税率が適用される。その結果、消費税の税額計算において、売上税額から仕入税額を差し引きした結果がマイナスとなることも想定されるが、その場合には「還付」を受けることとなる。

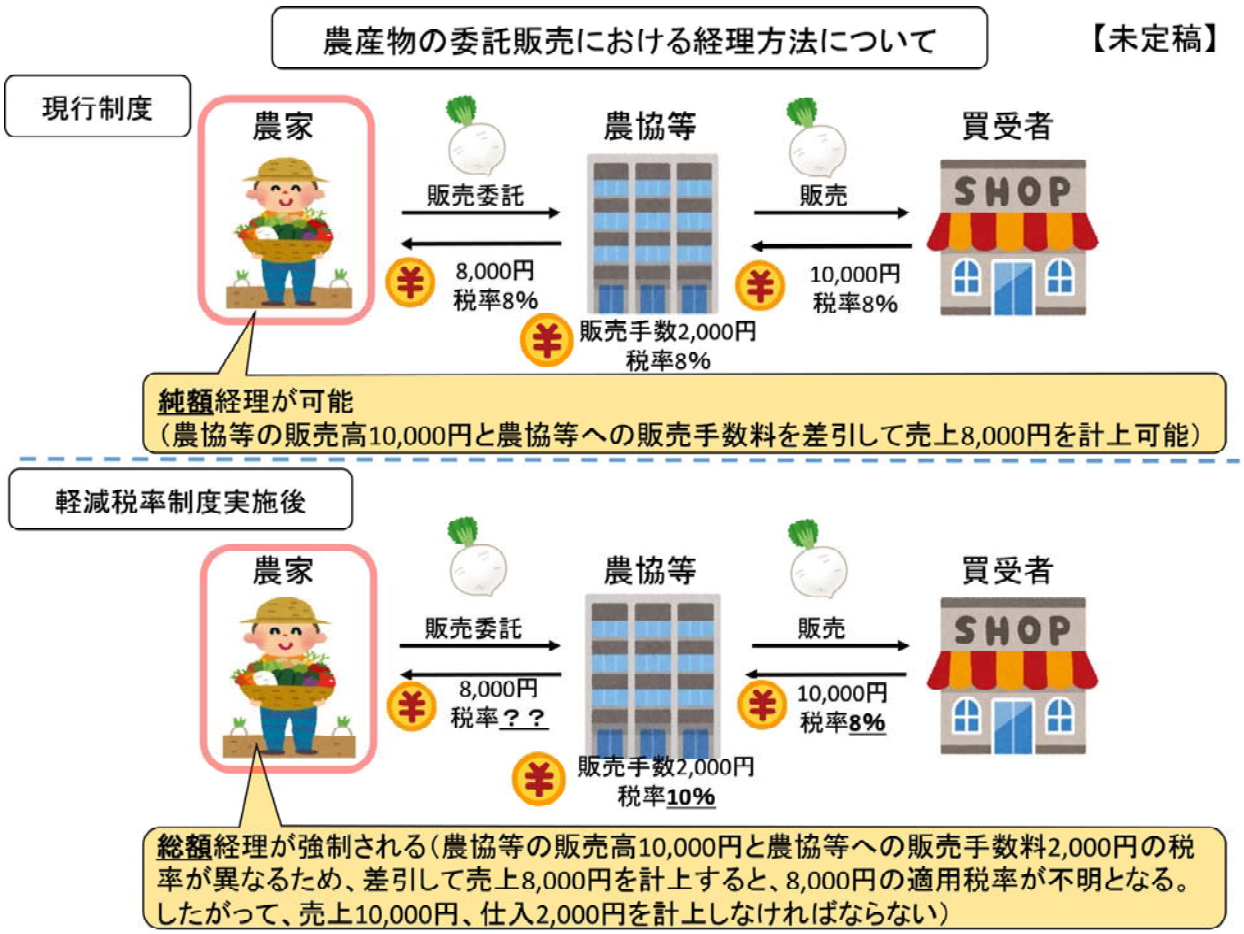

（２）軽減税率制度実施後の「課税売上高」の計算

「軽減税率制度」実施後、農業者が行う委託販売に係る消費税額の計算における「課税売上高」の計算は、現行選択可能な「純額処理」（販売高から販売手数料（標準税率 10 %）を差引いた額を課税売上とする方法）は認められなくなり、「総額処理」（受託者の販売高を課税売上とし、受託者への支払い（販売手数料）を課税仕入れとする方法）で行うこととなる。

（３）農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し

簡易課税制度における「農林水産業」のうち軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業に見直され、みなし仕入率が現行の 70 %から 80 %へ引き上げられることとなる。これは平成 31 年 10 月 1 日以降に行う取引から適用される。

２　適格請求書等保存方式における対応について

（１）インボイスの基本的な考え方

適格請求書（インボイス）とは、「売り手」が「買い手」に対し正確な適用税率・税額を伝えるものであり、適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、仕入税額控除を受けるためにそのインボイスの保存を必要とする制度である。

インボイスには、現行の「請求書等」に求められる記載事項に加え、「登録番号」、「軽減税率対象である旨」、「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」、「適用税率」、「消費税額」を記載する必要があり、「買い手」（課税事業者）からの求めに応じ、「売り手」はインボイスを交付することとなる（※「登録番号」については、平成 33 年 10 月 1 日以降、税務署長に対して申請し、取得するもの。法人番号を有する法人の場合、「登録番号」は「T ＋法人番号」となることが決まっており、対応準備を進めるにあたり活用してもらいたい。なお、個人事業者の場合は「T ＋ 13 桁の数字」）。

したがって、農業者であっても、農産物等を販売する場面において、取引相手先（「買い手」）からインボイスの交付を求められることとなる。

なお、農業者が免税事業者である場合、インボイスを交付することはできないことに留意。

登録制度における登録番号の構成・申請手続　　**【未定稿】**

○　**登録番号の構成**

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする予定。

区　　分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字（注）

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○　**申請手続の概要**

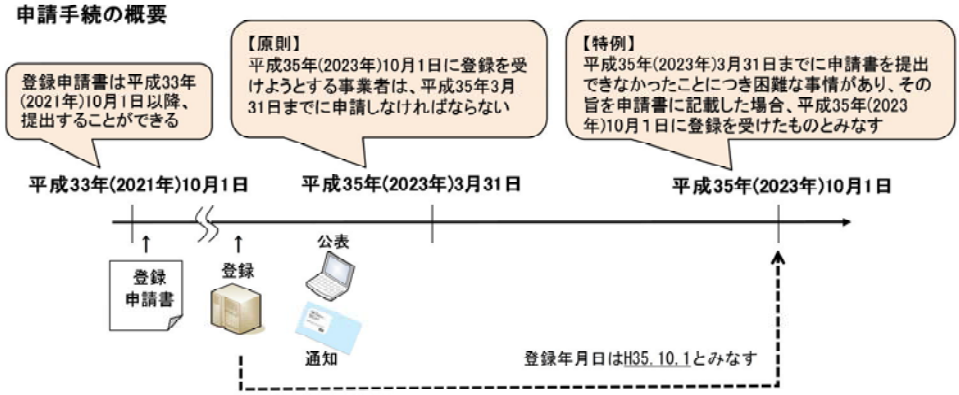

（２）インボイス制度における「農協特例」、「卸売市場特例」について

農協等への農産物の委託販売における現行実務を勘案すると、農業者自らが買い手を見つけ、インボイスを交付することが困難であるという課題がある。

今般、そのような課題を解決するため、インボイス制度において次の特例が設けられている。

①農協特例

農業者が、農協等を通じ、無条件委託・共同計算方式によって農産物を委託販売する場合、「売り手」（農業者）のインボイスの交付義務を免除し、「買い手」は農協等が発行する書類等の保存があれば仕入税額控除をできるようにする特例。

なお、「無条件委託」「共同計算方式」の考え方はそれぞれ次のとおりとなる。

・無条件委託：生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、販売先等の条件を付さずに、その販売を農協等に委託すること

・共同計算方式：一定期間に農協等が販売した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する方式（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）

②卸売市場特例

農業者が卸売市場等を通じ、農産物を委託販売する場合には、「売り手」（農業者）のインボイス交付義務を免除し、「買い手」は卸売市場等が発行する書類等の保存があれば仕入税額控除をできるようにする特例。

（３）直売所におけるインボイス対応について

農業者が直売場で農産物を委託販売する場合、買い手が事業者であれば上述（２⑴）のとおりインボイスの交付を求められる場合がある。

インボイスの交付方法については、売り手である委託者（農業者）と、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（直売所）がともに適格請求書発行事業者であるなど一定の要件を満たす場合、媒介者である直売所が、売り手である農業者に代わって直売所の氏名等及び登録番号を記載したインボイスを交付できるというインボイスの交付方法に関する特例（媒介者交付特例）を設けている。そこで、直売所における買い手へのインボイスの交付方法等について、この媒介者交付特例を活用することも一案であり、農業者と直売場経営者の間でよく検討していただきたい。

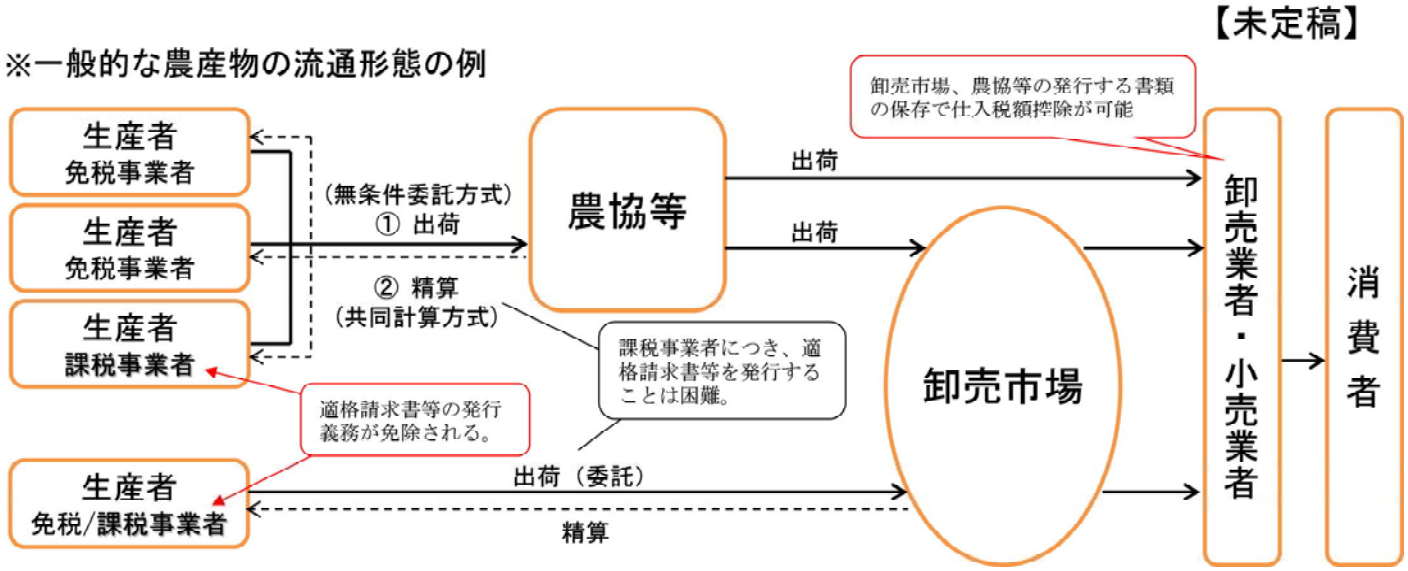

第36回若い稲作経営者研究会（冬季）

全国稲作経営者会議青年部（井上貴利部会長）は２月 13 日（火）・14 日（水）、第 36 回若い稲作経営者研究会（冬季）を神奈川県で開催した。参加者は約 100 人。

青年部役員と
佐藤事務局長（左から２人目）

開会にあたり、井上青年部会長、開催に協力いただいた神奈川県農業会議・佐藤茂樹事務局長が挨拶した。

研修では「イギリスのオーガニック事情」と題し、フードジャーナリストの斎藤理子氏が講演。続いて(株)金子商店・金子真人社長による「おいしいお米の炊き方～お米は太る？　間違った常識を覆す食習慣～」についての講演が行われた。金子社長は糖質制限・低カロリー・カロリーオフなど『ごはんは太る』は勘違いだとし、講演の中でもっとごはんを食べてもらえるよう、元気な心と体を作るための「ごはんの食べ方の新常識」について説明した。

続いて、農業政策に関する意見交換、ビジネスパートナーからの情報提供を実施。２日目は都市近郊露地野菜野菜の視察と題し、三浦市を視察した。

土地改良により農地集積が行われている三浦市

平成30年度事業計画（案）

４月４・５日に開催された平成 30 年度第１回理事会で、平成 30 年度事業計画（案）が承認された。７月５日の代議員総会に諮る。

Ⅰ．農業・農政・コメ等をめぐる情勢と基本方針

平成 30 年度は、国による生産調整の廃止による変化の状況を注視するとともに、状況の変化に対応し、作目を経営にあわせて選択する等、準備を進める必要がある。

一方、全国稲作経営者会議と会員は、地域資源を有効活用し、自立した稲作経営の確立の実行に向けて、以下の活動方針に基づき、魅力ある経営者活動に取り組むこととする。

【活動指針】

①組織の姿を明確にし目指すべき方向性を打ち出す
②稲作経営者による政策提案の実施
③消費者に対する活動の PR

Ⅱ．事業計画

１．諸会議の開催

（１）総会

①第 43 回通常代議員総会の開催
日時：平成 30 年７月５日(木)
場所：愛知県名古屋市
内容：平成 29 年度活動報告・決算、
平成 30 年度活動計画・予算等について

（２）理事会

①第１回
日時：平成 30 年４月５日(木)～６日（金）
場所：弘済会館（東京都千代田区）
内容：平成 30 年度活動計画・活動方針、
第 43 回代議員総会議案等について

②第２回
日時：平成 30 年 10 月上旬(予定)
場所：東京都内（予定）
内容：平成 30 年度下半期の活動等について

（３）経営技術委員会

稲作の経営改善に向けた取り組み課題や政策提案等について研究討議するため、標記委員会および経営技術研究会を適宜開催する。

２．研究会の開催

（１）第43回全国稲作経営者現地研究会の開催

会員の相互研さんのため、研究討議、現地視察等を行う。

日時：平成 30 年 7 月 5 日(木)～6 日（金）

場所：愛知県名古屋市

（２）第37回全国稲作経営研究会の開催

稲作の経営改善に向けた課題等について研究討議する。

日時：平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月（予定）

場所：未定

（３）第48回全国農業経営者研究大会・稲作分科会の開催

（一社）全国農業会議所、全国農業経営者協会と連携し、研究大会と米経営戦略研究分科会を開催する。

日時：平成 30 年２月４日（月）～５日（火）（予定）

場所：東京都内（予定）

（４）会員の要望に応じた研究会等の開催

会員の要望に応じて検討会等を開催し、専門的な研修・研究を適宜実施するとともに、全国農業経営者協会、(公社)日本農業法人協会等と連携し、各種研修会等の開催に協力する。

３．青年部

（１）役員会

①第１回

日時：平成 30 年４月５日（木）

場所：弘済会館（東京都千代田区）

内容：青年部平成 30 年度活動計画について

②第２回

日時：平成 30 年 10 月（予定）

場所：全国農業会議所１階会議室

内容：青年部平成 30 年度下半期活動計画について

（２）相互研さん・研修活動

①第 36 回若い稲作経営者研究会（夏季）

日時：平成 30 年７月４日（水）～５日（木）

場所：岐阜県

②第 37 回若い稲作経営者研究会（冬季）

日時：平成 31 年１月（予定）

場所：未定

（３）海外視察研修の企画・実施

日時：平成 31 年１月～２月予定

場所：未定

４．政策提案および情報活動の強化

（１）政策提案

自らの経営努力では解決しがたい課題について、会員から意見を集約し、地域振興や会員の経営発展につながるよう、政府・国会等に政策提案を行う。

（２）調査・研究活動

①アンケート調査の実施

必要に応じて、会員にとって有益な情報となるアンケート調査を実施する。

②現地調査の実施

必要に応じて、学者等を含めた調査委員会を組織し、政策提案に結びつけるための現地調査を実施し、報告書を取りまとめる。

③その他

農林水産省が実施する各種調査に協力するほか、稲作経営の改善および政策提言等のため、必要に応じて調査・研究活動を行う。

（３）情報活動

情報活動を強化するため、ホームページの更新や各県事務局を通じた情報提供活動を積極的に行う。

５．組織対策

（１）組織の拡大・強化

未組織県における稲作経営者会議の組織化をブロック単位で働きかけるとともに、個人加入についても促進する。一方、既組織県においては、組織の拡大・強化に取り組む。特に稲作を中心とする認定農業者に対しては、当該県組織の役員を中心に、組織加入を積極的に働きかける。

また、会員が今まで以上に活発に活動できるよう経営技術委員会をはじめ、各世代や地域を越えた稲作についての議論を活発化させる。

（２）財政基盤の強化

本会の活動を充実かつ活性化させるため、関係企業に対し賛助を働きかける。

（３）ブロック研究会等に対する助成

２県以上で共催する研究会について、経費の一部を支援する。

①東北ブロック稲作経営者現地研究会
②関東ブロック稲作経営者現地研究会
③北信越ブロック稲作経営者研究大会
④東海・近畿・福井ブロック稲作経営者現地研究会
⑤中国・四国ブロック稲作経営者会議研究会
⑥福岡・佐賀県稲作経営者研修会

６．関係機関・団体等との連携

（１）全国農業経営者協会との連携

各経営者組織の会員が、部門を越えた交流により経営発展が図れるよう同協会との密接な連携強化に努める。

（２）関係機関・試験研究機関等との連携

農林水産省や関係団体、各種研究機関等との意見交換を積極的に進め、連携を強化する。

（３）食育への取り組み

米の消費拡大に向けた取り組みとして、米飯給食を推進するとともに、日本型食生活の推進を中心に食育に取り組む。

（４）消費者との交流促進

消費者との交流を図るため、全国農業経営者協会とともに体験農業に取り組む会員の情報を専用に扱うホームページを作成することで、都市農村交流を促進する。

（５）農業経営者間の農地利用権交換運動の推進

土地利用型農業のさらなる経営改善に向けて、認定農業者組織や農業委員会組織、農地中間管理機構等と連携を図りつつ、農業経営者間で農地の利用権を交換する運動を展開する。具体的には、担い手間で利用権を交換して農地の団地化と畦抜きによる区画拡大を行い、生産コストの低減・省力化を実証するモデル地区の設置に取り組む。

７．その他

その他、目的達成に必要な事業を行う。

いなけいニュース

☆経営技術委員長に永井進氏が就任

永井進新経営技術委員長

2017 年 11 月 15 日に開催された平成 29 年度第２回経営技術委員会で平石博前委員長に代わり、永井進氏が経営技術委員長に就任した。

２月７日の経営技術研究会の中で、永井委員長は「平石会長の発案で全国稲経の副会長にも入っていただき、拡大した委員会となった。理事会からいただいた課題をしっかり議論していきたい。柱となるのは経営・政策、技術、流通の３つのテーマだと考えている」と話した。

☆平成30年度第１回理事会の開催

４月４・５日に平成 30 年度第１回理事会が開催された。今年度の方針の検討のほか、「米を巡り状況」「種子法」「子実トウモロコシ」について農林水産省と意見交換をした。

また、４組織で会長の交代があった。

新会長は、次の通り。

■副会長　高田　和浩（福岡県）
■理事　　荒川　清光（群馬県）
■理事　　堀内　浩徳（福井県）
■理事　　堀　　謙吾（兵庫県）

☆平成30年度第１回青年部役員会の開催

４月５日に第１回青年部役員会が開催され、今年度の方針を検討した。今年度は、海外視察を実施する予定。視察団など詳細については夏以降に決定する。